

2016 年度 NANS� 活動報告

I 活動計画の実施状況

1. 法律の施行・運用に対する監視・提言・抗議活動

(1) NGO が的確に判断できるよう、海外の安全に関する情報の開示を政府に働きかける

8 月 3 日のスカイプ会議において、南スーダンでの NGO の国外退去の問題を事例として、NGO の安全確保の課題として ODA 政策協議会で議論する可能性について検討した。結果としては当事者団体の参加が得られず実現しなかったが、安全保障関連諸法と関連し、治安に関する情報やテロに関する情報の秘匿は NGO の安全に関わる重要な問題であることを確認し、引き続き事態を注視することにした。

日本の NGO の安全管理に関する共通基準の策定、能力強化、政府・メディア・世論に対するアドボカシー等を行うネットワーク組織である「NGO 安全管理イニシアティブ」が結成されたことを受けて、コーディネーターをスカイプ会議（9 月 30 日）に招き、情報共有と意見交換を行った。

海外の安全情報の開示は NGO にとって重要であり、秘密保護法の監視を行う NANS� の方針にも沿うことから、今後情報交換を行いながら連携していくことを確認した。

(2) ODA に関する情報を秘密指定から除外するよう政府に働きかける

2016 年度第 1 回 ODA 政策協議会において報告事項「特定秘密の指定における ODA 関連情報等の取り扱いについて」を提議し、2015 年中に秘密指定された事項の中に ODA に関連する情報は含まれていないかについて質した。外務省担当課は含まれていないと回答した。

また、2014 年度第 3 回 ODA 政策協議会において、ODA に関する業務内容について特定秘密に該当しない旨を文書化するよう求めた経緯があり、この件に関して外務省の対応を質した。文書化はしないが、定期協議会で発言をすることによって、情報公開しているという認識であるとの回答があった。

これを受けて 8 月 3 日のスカイプ会議において今後の対応について検討した。政府は理論的には ODA も秘密指定がありうると発言しており、NGO のスタンスとして ODA は秘密指定すべきではないということを明確に提示すること、今後も引き続き定期協議会等を通じて文書化を求め続けることを確認した。

(3) 政府の特定秘密の指定に関する動向に注意を向け、適宜、提言、抗議活動等を行う

政府の動向に注意を向けているが、抗議活動等は行わなかった。

2. NGO の対応力強化のための情報収集、情報共有、学習活動

(1) 平時より、ネットワーク NGO の加盟団体から情報を収集し、同時に加盟団体に対し

て情報提供を行う

6月23日のスカイプ会議において各地域の取り組み状況や今後の取り組みについて協議した。NGOからの情報収集については根掘り葉掘り聞いては嫌がられることから、アンケートなどの特別な形態をとるよりも集会のときに口頭で聞いてみるなど相手に負担感の少ない方法をとるなどの意見が共有された。

同時に、最近の傾向として市民社会の活動スペースが狭まっていることに対する懸念を指摘する意見が出された。皮膚感覚として感じていること、具体的な事例など各地の状況が報告され、市民社会スペースの変化はNGOの活動の基盤に関わることであり、この延長上に秘密保護法の問題が出て来る等の意見が出された。

結論として、ネットワークNGO間の意識共有の場を持つことが提案され、9月に金沢で開催されるNGO・JICA協議会の地域開催の機会を活用することを確認した。

9月3日、NGO・JICA協議会の地域開催の翌日、ネットワークNGO間の意識共有の場としてネットワークNGO会議が開催された。「市民社会スペース」をテーマに情報共有と意見交換を行った。

次のような意見が出された。

- ・公共施設において差別的な展示が行われ、草の根レイシズムの広がりを感じる。
- ・自治体では後援名義がないと公共施設に告知物を置かせてもらえないが、後援に対する制限も強まっている。
- ・NGO非戦ネットへの賛同に関して、反対する意見や危惧する意見が団体内部から出された。(3団体)
- ・自治体の国際交流センターとの共催事業で、民族問題に関するイベントに対して後からクレームが出た。
- ・自治体の国際協力啓発イベントでNGO非戦ネットのポスターを掲示したら、自治体から指摘を受けた。
- ・警察関係者が定期的に事務所に来訪する。(2団体)
- ・アジア地域のネットワークの会議に出た時に、政府はテロ対策を理由にしていろいろな制限をかけるということが話題になる。

(2) NANSL、秘密保護法対策弁護団等、救援活動を行う団体の存在を広く周知する

秘密保護法対策弁護団との協定書を更新し、ウェブサイトに掲載し、周知を行った。

(3) 秘密保護法と安全保障関連諸法の運用によるNGO活動への影響に関する学習会等を開催し、普段から注意喚起を図る

学習会の必要性についてはスカイプ会議の際に毎回議論されるが、今年度中に実施した団体はなかった。学習会の開催が難しい地域のために、各地で開かれる学習会をスカイプで

つなげないかという意見や、秘密保全法に反対する愛知の会はコンスタントに勉強会を開催しており、そうした情報を共有するといいいのではないかという意見が出された。

(4) 緊急の場合に備えた体制を整える

・緊急対応フローを作成する

実施に至らなかった。

・秘密保護法対策弁護団と緊密な情報交換を行う

所属の弁護士のスカイプ会議への参加により緊密な情報交換を行う体制を整えた。

3. NGO が被害を被った際の対応活動

(1) 緊急対応フローに従って行動する

(2) 被害を受けた NGO と弁護団との間を仲介する

(3) 救援資金の募金活動を行う

NGO が被害を受ける事件は発生していないため、上記 3 項目の活動は行わなかった。

4. 他分野の市民社会組織との連携活動

(1) 秘密保護法対策弁護団との連携

8月のスカイプ会議より対策弁護団所属の弁護士に参加していただくこととなった。閣議決定された特定秘密の概要資料についての説明、弁護団が注目している事例の共有が行われ、NGO からの情報提供を求める要請があった。また、組織的犯罪処罰法改正案（以降、共謀罪法案）に抗議する声明を出したことなどの報告があった。

NGO 側からは同法案に対する国際 NGO の関心や議論はまだ高まっていないこと、アドボカシーに取り組む NGO には問題意識や不安・懸念があることなどを指摘する意見が出された。弁護士からは、実行行為に至らなくとも「話し合い」「計画」だけで犯罪が成立すること、特定の団体を狙い撃ちして犯罪をでっち上げることも懸念されることなど共謀罪の怖さについての指摘があった。

NGO が秘密保護法と共謀罪をとらえる視点として、SDGs の目標 16 における市民権の規定、目標 17 におけるパートナーシップの規定の読み込みを進め、市民社会スペースの問題、政策環境の問題としてとらえる考え方が共有された。今後は、広く NGO 間で危機感を共有するために情報発信することが必要との意見が出された。

(2) NGO 非戦ネットとの連携

情報提供を受けた。

(3) 地域の市民団体との連携

特段の活動は行わなかった。

(4) その他

・上記(1)～(3)を除く個人、団体と必要に応じて連携する

特段の活動は行わなかった。

II 活動の評価

◎政府等に対する政策提言活動として、2016年度第1回 ODA 政策協議会において協議を行った。2015年中に秘密指定された情報の中に ODA の業務に関連する情報は含まれていないことを確認した。2014年度に引き続いて、ODA の業務に関する情報は秘密指定しないことを文書化するよう求めた。

ODA 政策協議会の場で ODA が秘密保護法の対象となっていないということが確認できるということは、ODA に関わる NGO 活動が処罰対象にならないことを意味し、NGO が委縮しないで済む重要な確認事項になっている。継続して定期的に秘密指定の有無について確認し、指定からの除外を文書化するよう求める取り組みは、NGO が委縮することを回避する上で意味があり、今後も重点的に取り組む必要がある。

◎NGO の安全管理の課題が秘密保護法や安全保障関連諸法と関連する課題であることが提起され、政府との協議、提言等の必要性が指摘された。NANSL の関心事項として継続して注視することとした。

◎秘密保護法対策弁護士との連携の一つとして、弁護士所属の弁護士がスカイプ会議に参加するようになり、弁護団の活動の報告を通して秘密保護法に関わる情報の共有が進んだ。

さらに、現下の課題として共謀罪法案の問題についての情報共有が行われたことにより、市民社会スペースを狭める恐れのある法案であるとの認識を共有し、NANSL として注視していくことを確認した。

◎学習会の必要性について議論する中で、公共施設における NGO 活動のチラシの配架に制限が加えられている事例の紹介があり、市民社会の活動スペースが狭まっている現状への懸念が表明された。各地の状況を確認したところ、露骨な制限は多くないものの、皮膚感覚的に感じられることも含めて、知らず知らずのうちに市民社会スペースが退行しているとの認識が共有された。

◎地域ネットワークの加盟団体からの情報収集や情報提供に関して取り組みが遅れていることから、ネットワーク団体間の情報共有と意識共有の場として全国ネットワーク NGO 会議の開催のきっかけづくりを行った。同会議において「市民社会スペース」のテーマで意見交換を行い、各地で市民社会の活動スペースが狭まっている状況があることが確認できた。

◎今年度の活動を通して、新たな論点が浮上してきた。市民社会の活動スペースの問題である。秘密保護法が市民の自主的な活動を損なうことについて、NANSL はこれまで提言等を行ってきたが、新たに共謀罪法案の問題が浮上してきた。同法案の問題として市民の自主的

な活動も捜査・取り締まりの対象となる恐れがあることから、市民社会の活動スペースに重大な影響を及ぼす問題として、NANSL として同法案の動向に注視すべきことを確認した。

2017 年 5 月 11 日